

宜野座村景観むらづくり計画

～自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり～



平成 23 年 3 月

沖縄県 宜野座村

目 次

はじめに

1. 景観とは 1

第1章 景観計画の概要

1. 計画策定の背景と目的 3
2. 計画の位置づけ 4
3. 計画の体系 7

第2章 宜野座村の景観資源及び特性、景観形成上の問題点及び主要課題

1. 宜野座村の景観特性と問題点及び景観についての村民意向 9
2. 景観形成上の主要課題 11

第3章 良好な景観形成にむけた景観むらづくりの考え方

1. 景観むらづくりの基本理念とめざす姿 13
2. 景観むらづくりの基本目標 15

第4章 景観計画の区域

1. 景観計画の設定区域 17
2. 景観区域の考え方と設定 18

第5章 良好な景観形成に関する方針

1. 山並みゾーン 22
2. 緑地ゾーン 23
3. 住宅地ゾーン 25
4. 行政・業務ゾーン 27
5. 農用地ゾーン 28
6. リゾート・レクリエーションゾーン 29
7. 海岸ゾーン 30

第6章 行為の制限に関する事項

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築等 31
2. 開発行為等 40
3. 行為の届出の流れ 41

第7章 良好な景観の形成に関するその他の方針

1. 景観重要建築物及び景観重要樹木の指定の方針 43
2. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 43
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項 44
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 45

第8章 計画の推進にむけて

1. 推進にむけての考え方 47
2. 景観むらづくりの推進に関する取組み 49

参考資料

- 計画策定の経緯等 53
- 宜野座村総合開発審議会等の委員名簿 54

宜野座村景観むらづくり計画
平成 23 年 3 月

宜野座村 企画課
〒904-1392 沖縄県宜野座村字宜野座 296
電話 098-968-5100 (直通)

「自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」を目指して

本村は、北側に古知屋岳やガラマン岳等の山系が連なり、麓の広大な山林には水ガメである5つのダムがあり、南北に流れる慶武原川・宜野座福地川・漢那福地川が太平洋にそそぎ、豊富な水と緑に囲まれていることから、「水と緑と太陽の里」をキャッチフレーズに各分野におけるむらづくりに取り組んでいます。また、県内でも有数の農業基盤整備が進んだ地域で豊かな田園風景が広がっています。さらに、十五夜アシビ、綱引き、エイサー等の伝統行事が多く受け継がれ、祭祀や神事に関わる御嶽や湧水（拝所）等の文化資源も多く分布し、地域の貴重な景観資源として息づいています。



近年、人々の価値観は、量的充実から質的向上へと変化し、地域の美しい景観や生活環境への意識が高まっています。そのため、これまで以上に個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められ、国においては、平成16年6月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。

このような背景を踏まえ、本村では、心豊かな地域の美しい景観を守り・育て・創造する景観むらづくりを推進するとともに、将来に向けて、良好な景観を次世代に引き継いでいくため、「宜野座村景観むらづくり計画」を策定しました。

今後は、本計画の策定を新たな出発点として、村民・事業者・地域・行政の協働により、「自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」の実現に取り組んでまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました村民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

宜野座村長 東 肇

はじめに

1. 景観とは

(1) 景観とは・・・何だろう？

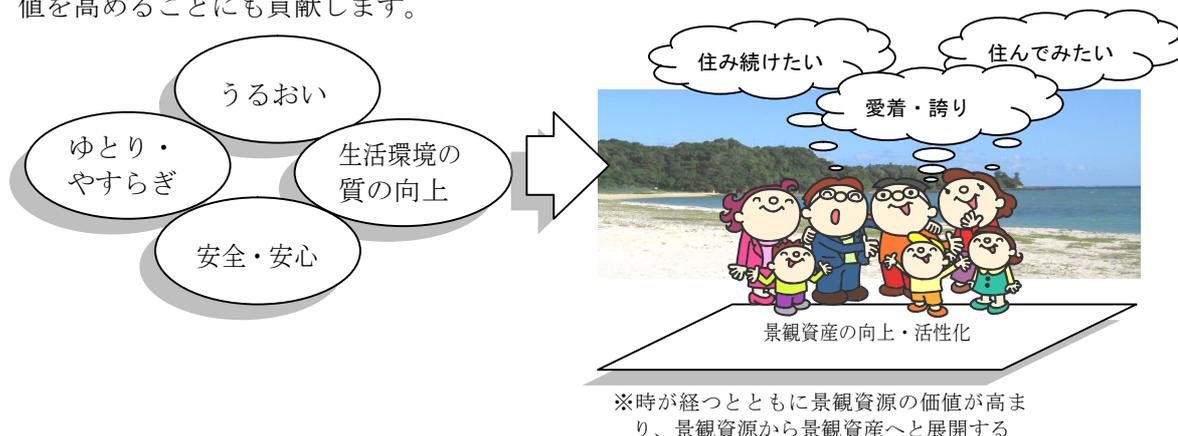
「景観」とは、山並みや海岸線等の美しい自然の風景をはじめ、懐かしさを感じる集落風景や田園風景、住宅や公共の建築物・道路等が重なり合うまち、人々の暮らしなど、日頃から目にしているむらの様子等であり、「対象」と「観る者」の相互作用によって捉えられた様々なものが含まれます。

また、景観は目に見えるものだけでなく、光や音、肌ざわり、匂い等、人間の五感と密接に関連しています。さらに、景観は、地域で繰り広げられる諸活動や生活スタイル、長年にわたって培われた歴史・文化の蓄積を反映し、今日の姿を形成しています。こうしたことから、景観の形成とは、その地域の固有な表現としての性格を有しており、景観のもつ性格は多様で総合的なことです。すなわち、景観を考えることはむらづくりそのもの考えることに通じます。



(2) 景観むらづくりを進めると・・・

景観の形成はむらづくりのすべてに関わることから、良好な景観むらづくりとは、住み心地のよい快適でうるおいのあるむらづくりでもあります。景観むらづくりの継続的な取り組みや質の高い地域づくりが進展すると、地域に対する人々の愛着や誇りが生まれ、地域の活性化が進み、観光客等の訪問者も増加し、経済活動の発展とともに新たな雇用の創出効果も期待されます。また、美しい景観は地域のかげがえのない共有財産であり、土地の経済的な価値を高めることにも貢献します。



(3) 景観むらづくりを進めるには

美しい景観むらづくりには長い時間や継続的な努力が必要です。私たちみんなが景観についての意識を高め、地域全体をよくしていく取り組みを持続的に進めることが大切です。

自分たちの地域を理解しよう

地域の景観は、自然の地形、あるいは緑や水辺を背景として人々が建物や道路をつくり、生活を積み重ねることによって育まれたものです。そのため、景観むらづくりでは、地域の歴史や文化、特性を理解することが大変重要です。

景観むらづくりは自分たちの手で

景観むらづくりは地域住民の一人ひとりが主役であり、ささやかな気配りや暮らしのマナーで支えることにより、地域の景観は大きく向上することから、行政との協働のもと、それぞれの役割に応じて、できるところから取り組むことが大切です。一つひとつはささやかでも、みんなの取り組みとして集まることが「むらづくり」となって、魅力ある宜野座村が築かれていくこととなります。

次世代を担う子どもたちのために

先人たちや私たちが創り出した美しい景観は、生活するみんなの共有財産であり、子どもたちが成長したときに、育った地域を誇りに思い、さらに、次世代に引き継いでいく、そのような景観むらづくりを進めていくことが大切です。

第1章 景観計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

村民意識の変化や生活の多様化が進み、時代の潮流は物質的豊かさから精神的豊かさを重視する方向へ変化し、それぞれの地域の歴史、文化や風土に根ざしたむらづくりが求められています。

国は、平成16年6月に景観法^{※1}を公布し、地域の景観問題への取り組みを後押しする環境を拡充しています。内閣府沖縄総合事務局においては、「美ら島沖縄・風景づくりのためのガイドライン」を策定し、沖縄らしい風景の実現にむけた取り組みを基本理念とし、より良い景観づくりにむけて活用しているところです。

宜野座村は沖縄本島のほぼ中央に位置し、本村の北側に古知屋岳やガラマン岳等が連なる山系を背にして南に平坦地等が広がり、慶武原川や宜野座福地川等の河川が発達し、河口部周辺では豊かなマングローブ群落が見られるなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、県内でも有数の農業基盤の進んだ地域であり、豊かな田園風景が広がっています。さらに、松田、宜野座、惣慶、漢那では十五夜アシビ、綱引き、エイサー等の伝統行事や民俗行事が多く受け継がれ、祭祀や神事に関わる御嶽や湧水（拝所）等の文化資源も多く分布し、各地域に貴重な景観資源として息づいています。これらの豊かな景観資源は、地域の誇りや個性であり、将来にむけて、維持・発展・継承させる条件を整え、望ましい地域の暮らしと文化の姿の実現を目指すことが求められています。

本村のむらづくりの羅針盤となる第4次宜野座村総合計画においては、「水と緑と太陽の里・宜野座村」の将来像を実現するために、宜野座村らしさを活かしたむらづくりの方向性を示しています。しかし、宜野座村内においても、近年、県内外の開発事業者による海岸部のリゾート開発や各地域での民間アパート等、新規開発の動向が活発化しつつあり、上記に示した「地域個性の維持・継承・発展」等が求められるなか、良好な景観が阻害されること等が懸念されています。

そのような状況のなかで、景観法は良好な景観を形成するための規制誘導をその範疇としており、土地利用（開発等）の規制誘導を担うところの各種関連法と連携した取り組みを進めていくことが重要です。また、計画段階からの村民との協働の取り組みは不可欠な要件であり、景観法に基づく計画の枠組みについての村民の周知を図りつつ、できることから実践していく計画づくりを策定することが求められています。

(2) 計画策定の目的

本景観計画は、このような背景を踏まえ、村民・事業者・地域と行政がともに、心豊かな地域の美しい風景を守り・育て・創造する協働の景観むらづくりを推進することによって、誇りと愛着もてる「水と緑と太陽の里・宜野座村」の実現に寄与し、良好な景観を次世代に継承することを目的に景観計画を策定します。

※1 景観法：平成16年6月、我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が制定されました。景観行政団体^{※2}は、景観法に基づく「景観計画」を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく様々な景観形成の仕組みを活用することが可能となりました。

※2 景観行政団体：景観法に基づいて、景観計画策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となります。沖縄県では、石垣市、浦添市、那覇市、宮古島市、読谷村、南城市、うるま市、渡名喜村、久米島町の9市町村が景観行政団体となっています（平成22年2月 現在）。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画（法定計画）として策定します。

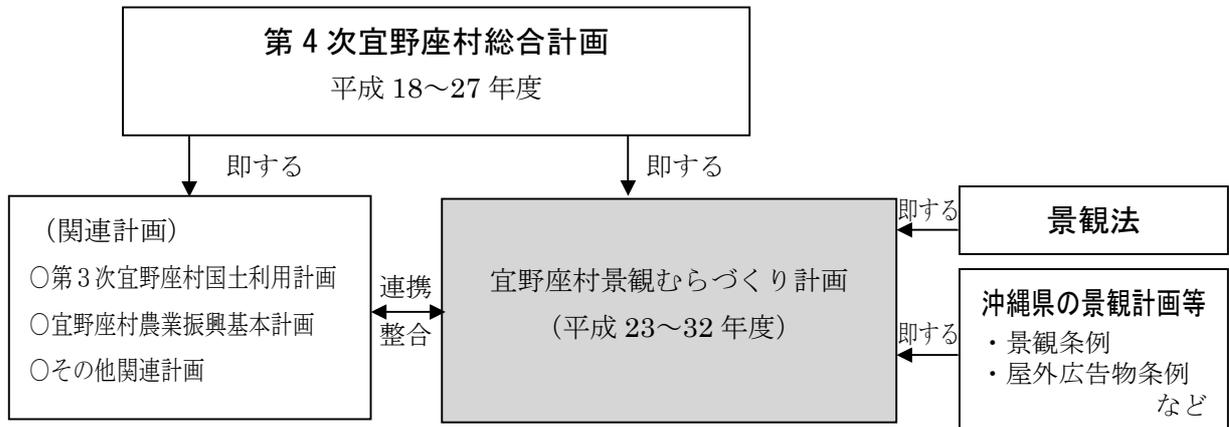
景観法に規定される項目（第8条第2項）のうち、次の7つ（①～⑦）について定めます。

■景観法に規定される項目

必須事項	①景観計画の区域（法第8条第2項第1号） 景観計画を定めるにあたり、景観計画の対象となる区域（景観計画区域）を設定します。
	②景観計画区における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号） 上記の景観計画区域において、良好な景観形成に関する方針を定めます。
	③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号） 上記の良好な景観形成に関する方針に基づき、届出対象となる行為とその制限を定めます。
	④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号） 地域のシンボルとなる重要な建造物や樹木の指定の方針と、指定までの手順について定めます。
+	
選択事項	⑤屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 屋外広告物の表示及び設置に関する事項を景観計画に位置付け、規制・誘導を行うことができます。 ※今後、必要に応じて屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を検討します。
	⑥景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準 景観上重要な公共施設について、整備に関する事項及び占用等の基準を位置付けることができます。 ※基本的な考え方や指定基準、候補リストを定めます。
	⑦景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 景観上重要な作物地帯（農地）や工作物、施設等の保全・整備等について、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を位置付けることができます。（農業振興地域内における景観上重要な土地利用、開発、施設整備に関する事項は、景観農業振興地域整備計画で位置づけることとなっています） ※今後、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を検討します。
	⑧自然公園法の許可の基準 自然公園法の許可の基準に関する方針や上乘せの許可基準等を位置付けることができます。 ※本村には、自然公園法に関する指定等がないため、該当しません。

(2) 宜野座村における位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画であり、本村の景観むらづくりの最初となる計画です。この計画は、第4次宜野座村総合計画に即し、第3次宜野座村国土利用計画等との連携を図るとともに、整合するものとして位置づけられます。



(3) 計画期間

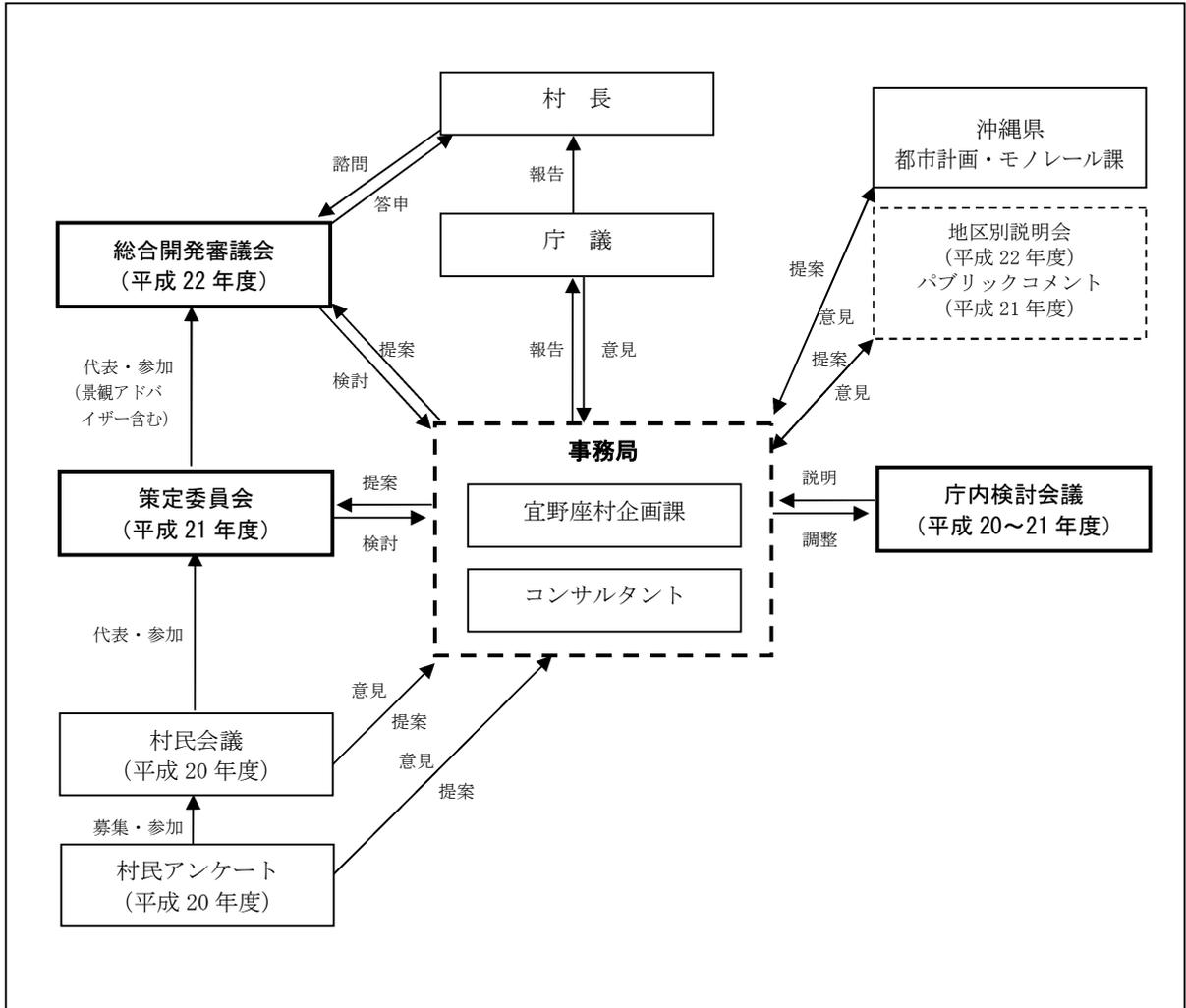
本計画の計画期間においては、平成23～32年度までの10年を目途に、できることから段階的に地域個性の維持・継承・発展に資する協働の景観むらづくりを推進し、良好な景観を次世代に継承することを目的に策定します。

しかしながら、社会経済情勢の変化や地域主体による景観むらづくり等に迅速に対応する必要から、宜野座村の総合計画や国土利用計画等の上位・関連計画との整合性を図り、準景観地区や景観協定等の地区指定の際には、途中で必要な変更等を行うこととし、宜野座村や各地域の実情に即した計画内容の検討を行うものとします。

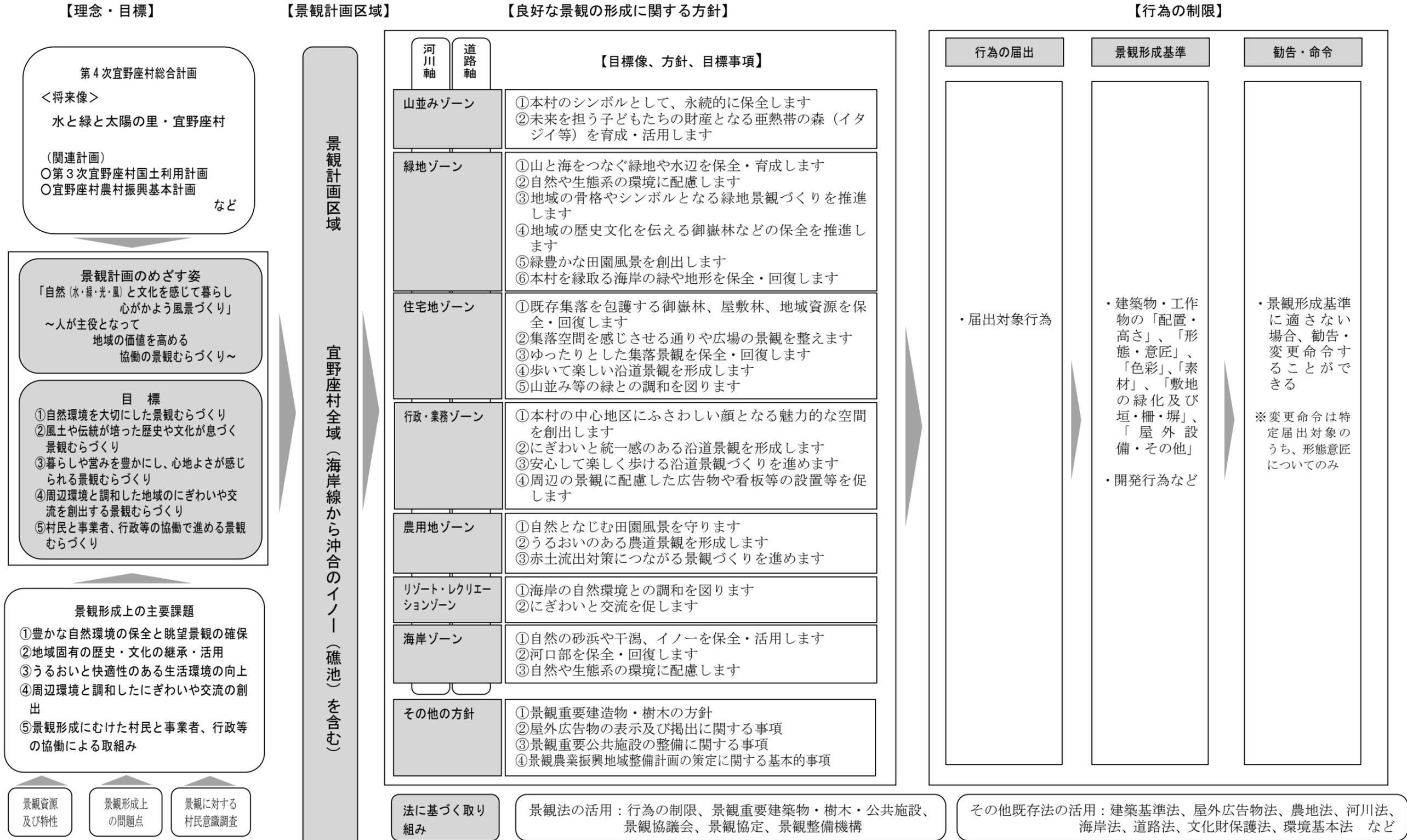
(4) 策定の体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。

■景観計画策定の体制図



3. 計画の体系



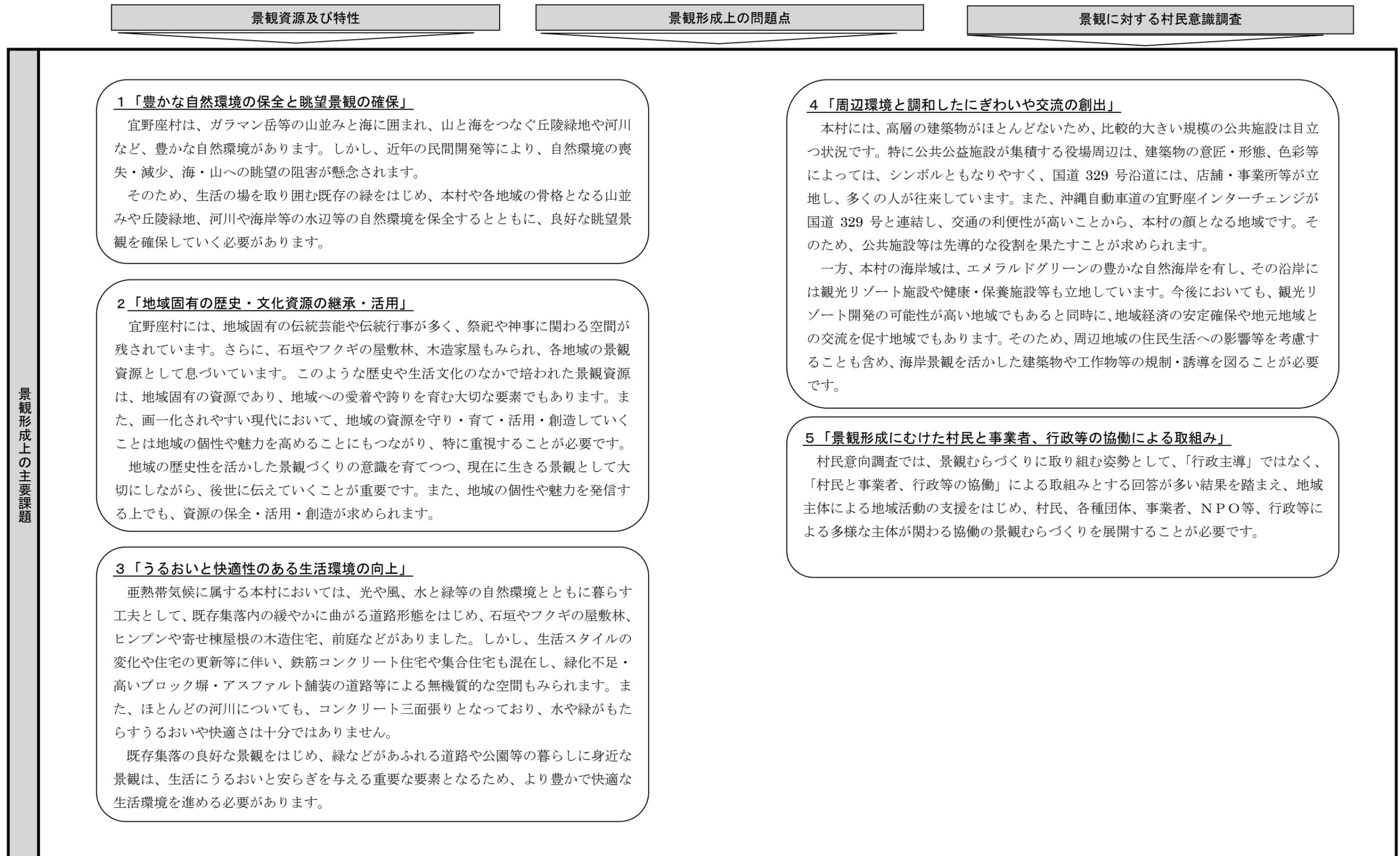
1. 宜野座村の景観特性と問題点及び景観についての村民意向

平成20年度の基礎調査（基礎条件の整理、村民会議、庁内会議など）より、本村の景観特性や問題点、景観形成上の主要課題を以下のとおり整理します。

	景観資源及び特性	景観形成上の問題点	景観に対する村民意識調査（アンケート調査結果より）
自然景観	<p>①山並みや広大な緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> 山並みや広大な緑地は、道路や丘陵地等の開けた場所から眺めることができるパノラマ的な眺望景観であり、<u>本村のシンボル（象徴）</u>である。 大部分が米軍施設・区域及び森林地域となっているため、大規模な開発がなく、全体的に<u>豊かな自然資源が残され、貴重な動植物の生息地</u>となっている。 <p>②山と海をつなぐ丘陵緑地／まとまった緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> 山並みから伸びる丘陵緑地をはじめ、<u>集落や農地、海岸を取り囲むまとまった緑地</u>は、夏場の台風や冬場のミーニシ（北風）等の影響を緩和すると同時に御嶽・拝所・グスク等の歴史文化的景観資源である。 <p>③山と海をつなぐ水と緑の河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 宜野座福地川、慶武原川の河口付近においては<u>マングローブ群が発達し、野鳥やエビ等が生息している</u>など、自然の姿が残る河川である。 <p>④湾曲の多い海岸線と魚やサンゴ等が生息する豊かなイノー</p> <ul style="list-style-type: none"> 湾曲の多い複雑な海岸線が形成され、開発等が行われていない海岸線では<u>自然度の高い海岸植生もみられる</u>。海岸線から沖合に向けては、<u>裾礁タイプのサンゴ礁が発達し、イノー（礁池）ヒシ（礁原）にはサンゴや藻場がみられる</u>。また、<u>海沿いに観光施設などが立地している</u>。 	<p>①山並みや広大な緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ほとんどが米軍施設・区域のため、視点場（山並みへの眺望）が限られている</u>。（山並み等の自然環境の状況が確認できない） <u>送電線や携帯電話用の鉄塔、ファームポンド、民間の建物等、建築物や工作物が所々みられ、山並みの稜線や眺望が損なわれている</u>。 <p>②山と海をつなぐ丘陵緑地／まとまった緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦前・戦後の<u>基盤整備や土地開発等により、丘陵緑地が減少している</u>。 森林地域や保安林の指定以外の丘陵緑地は、<u>法的な規制がないため、丘陵緑地に立地する高層の建物等は（近年）目立つ</u>状況である。 <p>③山と海をつなぐ水と緑の河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>河川水質</u>について、農業集落排水事業による家庭排水の処理、土木の・営農的な赤土流出対策を行っているものの、<u>畜舎等による汚臭や豪雨時等による赤土流出</u>がみられる。 河川護岸の<u>ほとんどはコンクリート護岸</u>となっており、親水性ある護岸、気軽に散歩できる遊歩道等はない。そのため、河川で楽しんだり、河川を眺めたりする場所等もない（<u>親水性・親近感の不足</u>）ことから、河川環境に対する村民の意識の希薄化が懸念される。 戦前の宜野座福地川はフクギ並木であったが、モクマオウ（外来種）等となっており、植栽の選定も必要である。 <p>④湾曲の多い海岸線と魚やサンゴ等が生息する豊かなイノー</p> <ul style="list-style-type: none"> 高層建築物がほとんどないため、<u>海への眺望が優れていたが、近年、高層のリゾート施設が建設され、目立つ状況にある</u>。今後とも、<u>海岸沿いにおける開発も予想</u>されることから、良好な海岸部の景観形成に向けた<u>適切な規制・誘導が求められる</u>。 赤土の堆積は、河口周辺で著しく、潟原干潟ではその範囲が広い。赤土流出対策により、その成果が現れはじめているものの、依然として、豪雨時における赤土の流出がみられる。 	<p>・有効回収率 19.6%</p> <p>＜景観について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村の景観で「魅力的」との回答は6割。 10年前と比べて、「良くなった」は4割、「変わらない」及び「悪くなった」はそれぞれ2割。 景観が良くなった理由として「公園や公共施設の整備」が過半数（56.6%）と多く、次いで「新たな道路などが整備」と「街路樹や花壇の緑の増加」がそれぞれ約3割の回答。 一方、景観が悪くなった理由は、「森林や川などの自然が減少」が約6割と最も多く、次いで「まち並みに統一感や調和がない」が4割弱の回答。 好きな景観（誇り・残したい）では、「古知屋岳等の連なり」や「漢那ダム（自然観察場も含む）」がそれぞれ4割と最も多く、全体的には自然景観や歴史・文化的景観に対する回答が多い。 逆に好ましくない景観（自由記入）では、<u>宜野座ドームやがらまんホール等の公共施設をはじめ、赤土流出等で汚染された海浜や河川が多い</u>。 特に残したい景観資源については、「ヨリアゲの森（漢那）」等の御嶽林や拝所などの地域固有の資源、海岸・海浜及び河川等の自然景観が多い。また、残したい樹木では、<u>松田の馬場の松並木や惣慶のお宮の松並木</u>など、由緒ある地域資源や地域で大切に育んできた老木・巨木、親しみのあるシンボルツリーなどが多い。 <p>＜景観形成にむけた取組みの姿勢について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「行政・住民・事業者の協働」による取組みが6割と最も多く、「行政主導」は2割強と少ない。 行政の取組みとしては、「村全体の景観形成の方針を示す」が6割と最も多く、次いで「良好な景観づくりをめざした公共施設（道路、公園等）」が5割となっている。 村民の役割としては、「地域の公園や道路などを近所の人と協力してきれいにすること」と「地域や家庭で花や緑を増やすこと」がそれぞれ6割弱と最も多く、隣近所や地域による身近な生活環境の美化活動への取組みが多い。 地域活動に参加している方は8割以上で、そのうち4割強は「年に3～5回」地域活動に参加している。 村民参加の景観づくりについては「興味がある」が7割と多く、そのうち2割強は積極的な参加意向を示している。
歴史・文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> グシク時代の人々は、粟・キビ・豆・麦栽培の他に、山の谷間に<u>水田を開拓し稲作を行い、島尻マーヅ地帯では穀物を栽培していた</u>と考えられている。 信仰の中心となる御嶽が造られ、集落の繁栄と農業の豊作祈願が行われるようになった。 各集落には、<u>伝統芸能や民俗行事、祭祀・神事に関わる文化資源が多く分布し、井戸や湧き水も残されている</u>。 ムラ（村落共同体）の形態を留める集落の風景における住宅は、<u>フクギの屋敷林や石垣の屋敷囲いをはじめ、生垣や琉球石灰岩のヒンブン、赤瓦屋根の木造住宅であった</u>。 	<p>①近隣市町村や各地域を結ぶ主要幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道・県道の<u>街路樹の種類が様々であり、一貫性が感じられない</u>。 海への眺望が開けている歩道や車道空間（未来ぎのざ付近）があるものの、周辺環境と調和していない。 沿道の土地では、<u>放置されたままの道路残地や民間の未利用地</u>がみられ、道路景観の連続性等が保たれてない。 <u>幹線道路沿いや交差点付近で屋外広告物等が目立つ</u>状況もみられる。 管理されていない植栽もみられる。 <p>②自然とともに暮らし、伝統芸能が引き継がれている集落</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の更新に伴い、<u>伝統的な赤瓦の住宅が減少し、現代風の建築物が増加</u>している。同時に、<u>フクギの屋敷林や琉球石灰岩の石垣が減少</u>している。 幹線道路の沿道だけでなく、集落内にも現代風の共同住宅（アパート）が増え、まちなみとの調和が課題である。 点在する御嶽・拝所や村ガー（共同井戸）をはじめ、<u>祭祀行事等のアシビナーやまつりの道すじにおいても、現代風の建築物や工作物がみられ</u>、地域従来のシンボル性・場所性の希薄化、<u>地域個性の消失が懸念</u>される。 <p>③役場周辺に集積する公共公益施設（拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>宜野座ドーム</u>は、山並みを遮り、太陽の光を反射する素材を用いているため目立つ。 サーバーファームの<u>駐車場</u>は、<u>緑化が不足</u>しており、殺風景な風景となっている。 <u>学校施設</u>には、<u>煙突のような突起物があり、高台や低地からは目立つ</u>。 <u>宜野座村文化センター（がらまんホール）の建築物の壁面は大きく、圧迫感</u>がある。 公的施設の計画段階からの住民参画が不十分である。 <p>④農業基盤の整備が進んだ農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>放置された遊休地</u>やハーベスター使用後の<u>葉の散乱</u>がみられる。 ビニールハウス施設から出る<u>ビニールや廃材（鉄パイプ）を回収するシステムが十分でない</u>。 台風の影響によって、<u>サトウキビの道側への倒れ込み</u>がみられ、通行の妨げになると同時に、<u>良好な田園風景を阻害</u>している。 <u>赤土流出の発生源は農地が多く</u>、豪雨時には河川や海への流出がみられる。 通学路ともなっている農道では、<u>農薬が撒かれた跡があり、子どもたちへの影響が懸念</u>される。 <u>モクマオウは農作物への影響を与えるため、防風林としても適してなく、景観面でも印象が悪い</u>。 	<p>＜景観形成のルールについて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観形成の基準設置について、「賛成」（積極的な賛成及び内容によって賛成も含む）は8割であり、「反対」は3%と極端に少ない。 景観基準の程度について、「厳しい基準」の必要性が高い項目は、「集落の大切な御嶽・拝所などの保存や管理」、「森林や海岸などの保全や管理」、「空き地への物品の集積」である。また、「ある程度の基準」については、「マンション等（大規模建築物）の立地や配置」、「建築物の高さ」、「比較的大きな建物の色」、「地域にふさわしい素材の活用」、「看板やサインの設置」、「大きな擁壁やのり面」となっている。一方、「基準を設ける必要がない」では、「建物の屋根の色」、「敷地内緑化」、「屋外設備（水タンク等）の露出」となっている。
生活・くらしの景観	<p>①近隣市町村や各地域を結ぶ主要幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村の主要道路は、ほぼ南北を走る国道329号及び沖縄自動車道、東海岸側を走る県道234号（漢那松田線）、西海岸の国道58号へ結ぶ県道71号線（名護宜野座線）で構成されている。 国道または県道は比較的空間が開けており、<u>海、山、空への眺望（アイストップ）としての景観特性</u>がある。 <p>②自然とともに暮らし、伝統芸能が引き継がれている集落</p> <ul style="list-style-type: none"> 本村には、<u>字松田・字宜野座・字惣慶（惣慶区・福山区）、字漢那（漢那区・城原区）の4字6区</u>の集落がある。 集落の繁栄と農業の豊作祈願や御嶽信仰が行われ、現在でも一年を通じて<u>伝統行事が繰り返</u>られている。 伝統行事の舞台となる場所は、<u>集落内の御嶽やアシビナー、まつりの道すじ等、先祖から受け継いだ大切な場所</u>であり、集落に住む人々にとっては、非常に重要な空間である。 琉球石灰岩の石垣、フクギの屋敷林や並木、筋道（すじみち）や道路網（形態）が残っている。 <p>③役場周辺に集積する公共公益施設（拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設は主に村役場周辺に集積し、その他の施設は概ね幹線道路沿いに立地している。 <p>④農業基盤の整備が進んだ農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>さとうきび畑をはじめ、野菜、花き、果樹、牧草地等の生産緑地空間が広が</u>っており、農地周辺の道路や高台等からは<u>田園風景を望める</u>ことができる。 		

2. 景観形成上の主要課題

前頁の景観資源及び特性、景観形成上の問題点、村民意識（アンケート調査結果）を踏まえた上で、今後の景観形成上の課題を以下のように整理します。

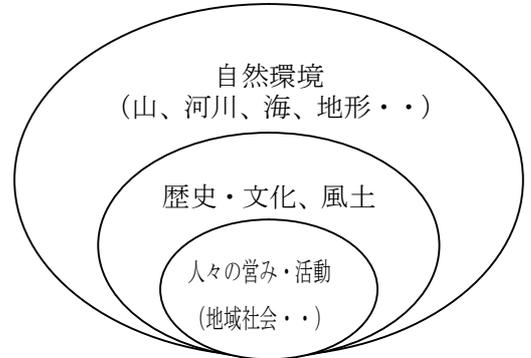


第3章 良好な景観形成にむけた景観むらづくりの考え方

1. 景観むらづくりの基本理念とめざす姿

宜野座村は、ガラマン岳等の山並みや自然海岸といった豊かな自然環境を根幹として、御嶽や拝所等の祭祀空間、伝統的な木造家屋、石垣やフクギの屋敷囲いなど、人々が日々の営みの中で築いてきた歴史文化が重なっています。さらにその上に、人々のにぎわいや暮らしの雰囲気など、現在の村民の生活が重なることにより成り立っています。

過去から現在までの人々の生活・生業と周囲の自然環境や風土等が相互に関わり、影響し合いながら形づくられた総合的な姿が現在の景観の特徴となっています。



自然環境を基調とした美しい景観を、村民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぐとともに、心が和み、五感で豊かさを感じることでできる景観むらづくりに取り組みます。

他市町村にはない地域特性、「宜野座村らしさ」を活かした景観むらづくりを進めていくことは、地域固有の資源等に対する愛着心を育み、地域の活性化や価値を高めていくことにもつながります。

景観むらづくりの担い手は村民一人ひとりであり、その地域の価値を高めていくためには、人が主役となって、景観むらづくりに対する思い等を共有しながら、村民・事業者・行政等の協働による景観むらづくりに取り組んでいきます。

「景観10年、風景100年、風土1000年」といった長期的な視点で持続的に活動を積み重ねることによって、互いに協力しあった心に残る風景づくりをめざします。

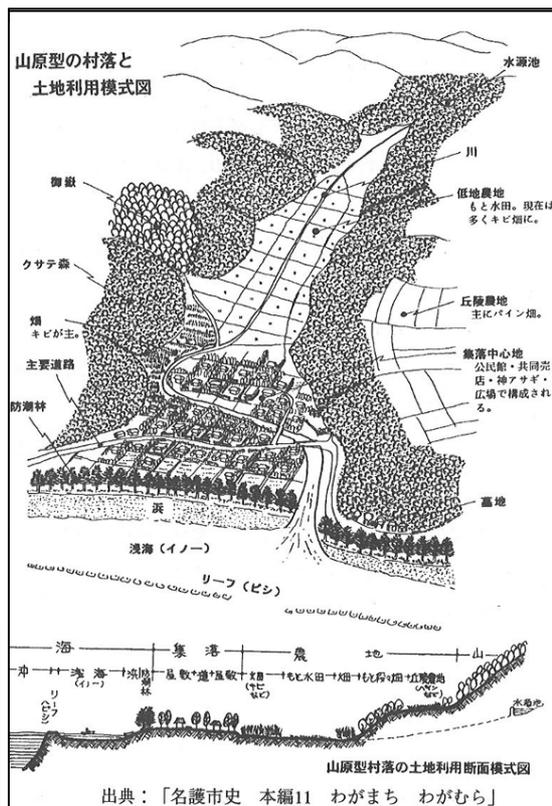
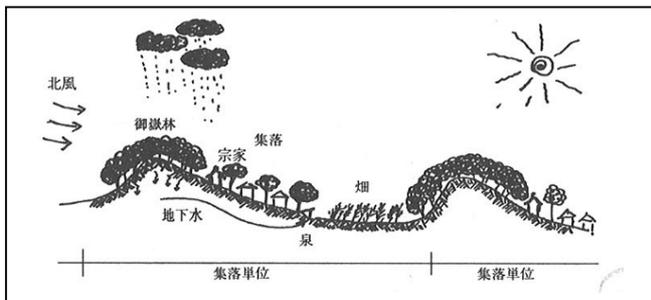
上記の基本理念に基づき、本村の景観むらづくりのめざす姿を、「**自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり** ～人が主役となって 地域の価値を高める協働の景観むらづくり～」と掲げ、本村の景観むらづくりを目指します。

<景観むらづくりのめざす姿>

「自然（水・緑・光・風）と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり」
～人が主役となって 地域の価値を高める協働の景観むらづくり～

<コラム：原風景としての集落空間（水と緑、光と風を取り入れた住まい）>

本村の地勢は、ガラマン岳等の山並みに囲まれ、既存集落（松田、宜野座、惣慶、漢那）の北側には先祖たちが守護神として宿っている御嶽林（腰当森）があります。それらの山並みや御嶽林等の「緑」によって「風」を制御し、その緑を水源とした河川や琉球石灰岩から湧き出る「水」を得るといった地勢の構造があります。また、御嶽林は各地域でみられる祭祀と係わる場所であり、豊年祭等で行われる伝統芸能も含め、地域固有の歴史文化として息づいています。さらに、伝統的な木造家屋、石垣やフクギの屋敷囲い等は、先人たちの知恵や工夫によって亜熱帯の「光」と「風」を取り入れた住まいであり、温もりや懐かしさ等を感じさせる原風景の1つです。



(漢那は山原型集落の空間構成)

図 石灰岩台地型集落の空間構成（松田、宜野座、惣慶は琉球石灰岩型集落の空間構成）
出典：N I R A 研究報告書 地域に根ざした参加型環境保全・改善システムの研究

2. 景観むらづくりの基本目標

本村の景観特性や課題等を踏まえつつ、景観むらづくりの基本理念とめざす姿を実現するため、以下に示す「景観むらづくりの基本目標」を設定します。

基本目標1：自然環境を大切にした景観むらづくり

遠景の緑の山並み、既存集落周辺の丘陵緑地や防風林、山と海をつなぐ河川、湾曲の多い海岸線等の地勢の構造が景観の基盤となり、自然の豊かさを感じさせる重要な役割を担っています。景観の基礎として、これらの象徴的な風景を大切に維持管理しながら、これらの資源を活かしつつ、かつ調和した景観むらづくりをめざします。

基本目標2：風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観むらづくり

御嶽や拝所などの祭祀空間や村遊び等の広場は、地域社会の中心として、地域住民の安らぎや絆、趣のある風景等を培ってきました。このような地域固有の歴史・文化を感じさせる景観資源は、地域の個性や魅力を向上させる上でも重要です。そのため、そのような景観資源を次世代に確実に継承するとともに、失われつつある歴史的資源や埋もれている資源などを再発見しながら、それらの資源を活かすための創意・工夫を行うことにより、温かさや懐かしさ等が感じられる景観むらづくりをめざします。

基本目標3：暮らしや営みを豊かにし、心地よさが感じられる景観むらづくり

本村の住宅地は、住宅地周辺に農地が広がり、農地は主に山と海に囲まれています。また、各地域を結ぶ主要幹線道路があり、山と海をつなぐ河川が流れています。このような豊かな自然環境は、村民の暮らしや営みの身近なところにあります。このようなまとまりを維持・回復しながら、住む人、訪れる人が心地よいと感じることができる景観むらづくりを持続的な活動等につなげ、生活環境の質を高めることをめざします。

基本目標4：周辺環境と調和した地域のにぎわいや交流を創出する景観むらづくり

本村の沿岸域は、リゾート開発など、開発の可能性が高い地域です。そのため、豊かな自然海岸と調和した観光施設やレクリエーション施設を創出することにより、魅力的な景観を創り出し、むらづくりやむらおこしへとつながる地域活力の維持・向上をめざします。

基本目標5：村民と事業者、行政等の協働で進める景観むらづくり

良好な景観むらづくりにあたり、「村民の共通資産」としての景観に対する意識を醸成し、価値観の共有を促進します。また、村民、事業者、行政等、本村に関わるあらゆる主体が本村の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえつつ、景観づくりへの参加・協力によって取り組むことをめざします。